

CIAJ通信機器受注出荷統計データ提供サービスのご案内



CIAJでは、会員各社様へのサービス向上の一環として、また情報通信に関わる方々の業務に広く活用されることを目的として、「CIAJ通信機器受注出荷統計データ提供サービス」を実施しており、このサービスは、CIAJ正会員の皆様には無償で、CIAJ賛助会員と非会員の皆様には有償で提供させていただいております。

詳しくは次ページ以降の

①「CIAJ通信機器受注出荷統計データ提供サービスについて」

②「CIAJ通信機器受注出荷統計データ提供サービス利用約款」

をご覧ください、ご希望がございましたら<別添1>「[データ提供サービス利用申込み書](#)」にご記入の上でPDF化したものをE-mailに添付してお申込みください（郵送でも可）。

なお、受注出荷統計データの報告に参加いただいております会員各社様につきましては、従来通り「CIAJ自主統計実施要領」に基づき、統計データを統計報告窓口ご担当者様宛にフィードバックしておりますが、統計報告窓口と別の部署にもご提供可能です。

別添資料

<別添1>「[データ提供サービス利用申込み書](#)」

<別添2>「[帳票サンプル](#)」

【お問い合わせ先】

CIAJ 市場調査部 前野 まで

TEL : 03-5962-3451

E-mail : g-maeno@ciaj.or.jp

① CIAJ受注出荷統計データ提供サービスについて



1. CIAJ受注出荷統計実施の概要について

(1) 調査の目的

情報通信機器の「受注」、「出荷」、「輸出」の動態を明らかにし、会員各社様へのサービス向上の一環として、また情報通信に関わる方々の業務に広く活用されることを目的としています。

(2) 統計の種類

①通信機器需要先別受注・出荷統計（月報）-----A統計

②有線通信機器地域別民需受注・出荷統計（月報）-----E統計

* A統計とE統計は月度・年度累計・暦年累計データです。

(3) 調査時点について

調査時点の定義は次のとおりです。なお、統計の種類、また調査機種ごとに条件が付されています。

①受注（A統計，E統計）

「受注」とは、調査期間中に企業が顧客と契約したものの総量をいい、金額は生産者販売価格です。

なお、この場合海外からの受注額（輸出）も生産者販売価格です。

②出荷（A統計，E統計）

「出荷」とは、調査期間中に企業（本社、工場、倉庫）の管理を離れた製品の総量をいい、

金額は生産者販売価格です。なお、この場合海外への出荷額（国内生産の国外出荷）も生産者販売価格です。

(4) 統計参加企業

下記ホームページにある<参加企業>にて、ご確認ください。

https://www.ciaj.or.jp/statistics/statistics_data/domestic.html

(5) 調査統計対象機種及び需要先の区分

<別添2>「調査票サンプル」をご参照ください。

(6) ご利用上の注意

①単位：数量：1台、 金額：百万円

②単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合があります。

(7) 利用条件

・企業の一事業所内で利用可、国内における複数事業所で利用可、海外事業所で利用可。

・社内資料や公开发表資料に引用する際は、「出典：CIAJ」を記載してください。

・CIAJ会員外の方は、公开发表資料に引用する際は、CIAJに事前連絡をお願いします。

① CIAJ受注出荷統計データ提供サービスについて



- 2. 公表時期
当該月の3か月後（上旬）
- 3. 頒布価格

受注出荷統計の種類	価格（当年度分、消費税込み）
A統計：通信機器需要先別 受注出荷統計	<input type="checkbox"/> 正会員（無償） <input type="checkbox"/> 賛助会員（55,000円） <input type="checkbox"/> 非会員（330,000円）
E統計：有線機器地域別 民需受注出荷統計	<input type="checkbox"/> 正会員（無償） <input type="checkbox"/> 賛助会員（55,000円） <input type="checkbox"/> 非会員（330,000円）

- 4. 契約形態
契約期間：当年7月（当年度4月データ送付）～翌年6月（当年度3月データ送付）の年度契約
申込期間：当年6月1日から当年6月30日
年度途中にご契約いただいた場合でも、当該年度分すべてのデータをご提供するか、もしくは頒布価格を月割計算にてご相談させていただきます。
- 5. お申込み
統計データファイルのご提供にあたっては、
②「CIAJ受注出荷統計データ提供サービス利用約款」の遵守が定められています。
利用約款をご承諾の上、<別添1>「データ提供サービス利用申込み書」に記名捺印の上でお申込みください。
なお、「データ提供サービス利用申込み書」1通につき、E-mailアドレスは1つまでとさせていただきます。
- 6. ご請求方法（正会員は除く）
お申込み書類確認後、請求書を発行し郵送させていただきます。
請求書発行後30日以内に、当会指定口座にお振り込みをお願いいたします。
- 7. データの提供方法
上記のお振り込み入金確認後、お申込みいただきましたE-mailアドレス宛てに、
データファイルをお送りいたします（正会員はお申込み確認後にお送りいたします）。

以上

② CIAJ通信機器受注出荷統計データ提供サービス利用約款



利用者（以下「甲」という。）は、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（以下「乙」という）から「CIAJ通信機器受注出荷統計データ提供サービス」（以下「本サービス」という）の提供を受けるにあたり、以下のとおり合意します。

第1条（本サービス）

本サービスの内容は、乙の定める「CIAJ受注出荷統計データ提供サービスについて」（以下「サービス仕様書」といいます）記載のとおりとします。

第2条（申込み）

甲は、乙から本サービスの提供を受けることを希望する場合、乙所定の「CIAJ受注出荷統計データ提供サービス申込み書」に必要事項を記入の上、これを乙に提出するものとします。

第3条（統計データの提供および利用）

1. 乙は、サービス仕様書に定めるところに従って、統計データを甲に提供します。
2. 甲は、統計データを内部利用に限り利用できるものとし、第三者に対し、これを譲渡、貸与、開示その他の方法により利用させることはできないものとします。
3. 前項に定める「内部利用」とは、甲が個人（個人企業等を含む。）である場合には、当該個人に限って統計データを利用することをいいます。
4. 甲は、統計データを利用して印刷物等を作成し、これを頒布することはできないものとします。ただし、乙が許諾した場合には、この限りではありません。
5. 第2項、第3項および第4項の規定は、本サービスの提供期間の満了後も、引き続き効力を有するものとします。

第4条（作業委託）

前条の規定にかかわらず、甲は、甲における内部利用のため必要な場合は、乙から提供された統計データを委託先等の第三者に開示し、または貸与することができるものとします。この場合、甲は、当該第三者に対して本約款で甲に課された義務と同等の義務を課すとともに、作業終了後は、速やかに統計データを返却又は消去させることとし、当該第三者の行為について一切の責任を負うものとします。

第5条（知的財産権）

統計データに関する著作権その他一切の権利は乙に帰属します。

② CIAJ通信機器受注出荷統計データ提供サービス利用約款



第6条（サービス提供期間）

本サービスのデータ提供期間は、申し込み日から、申し込み日の属する年度の3月データまでとします。次年度には、新たに申込みが必要となります。

第7条（対価及びその支払い方法）

1. 本サービス提供の対価は、**<別添1>データ提供サービス利用申込み書**に記載のとおりです。
2. 甲は、前項に定める対価を、乙の請求書発行日から30日以内に、請求書に定める支払い方法により支払います。乙は、入金確認後、甲に統計データの提供を開始するものとします。

第8条（中途解約）

1. 甲は、乙において以下に定める①又は②の事由が生じた場合に限り、書面により通知することにより、当該月の末日をもって解約することができます。
 - ①年度の途中において、既存統計品目の統廃合や新規統計品目の追加など、統計品目を改定した場合。
 - ②統計データの提供が継続困難となった場合。
2. 前項の場合、乙は甲に対し、受領済みの料金のうち、未経過期間相当分を月割計算して返金するものとします。但し、乙は解約により生じた甲の損害に対する一切の責めを負わないものとします。

第9条（欠陥及び障害等）

甲は、統計データを記録した電子ファイルの受領後ただちにその物理障害の有無等について検査を行うものとし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的障害又は付随ドキュメントの乱丁及び落丁等を発見した場合は、当該電子ファイルの受領後14日以内に乙に通知することにより、乙に対して電子ファイルの交換を要求できるものとします。

② CIAJ通信機器受注出荷統計データ提供サービス利用約款



第10条（免責事項）

1. 乙は、統計データの提供またはその遅延、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、その他統計データの提供に関連して発生した甲の損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 乙は、統計データの提供、および甲が乙の送信する電子メール等を通じて取得する情報等に関して、その安全性、正確性、確実性、有用性、最新性、合法性、道徳性、コンピュータウィルスに感染していないこと等のいかなる保証も行わないものとします。したがって、上記の方法を通じて甲が取得する情報等に関して、甲が損害を被った場合においても、乙は一切の責任を負わないものとします。
3. 乙は、甲から提供された電話番号、所在地、メールアドレス等を乙の連絡先として取り扱うものとし、当該連絡先の変更、誤り等により生ずる損害については、一切の責任を負わないものとします。
4. 本条の規定は、本サービスの提供期間満了後も、引き続き効力を有するものとします。

第11条（その他）

甲が本約款に違反した場合には、乙は甲に対し、統計データの利用を禁止する措置をとることができるものとします。

第12条（登録情報の秘密保持）

乙は、申込み書提出に際して知り得た甲の個人情報について、乙の個人情報保護に対する方針（プライバシーポリシー）を遵守します。

第13条（専属管轄）

本サービスの提供および本約款に関して生じた甲乙間の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上